



F N o . 1 ・ 8 ・ 5

令和元年10月4日

相模原市議会議長 石川将誠様

相模原市長 本村賢太郎様

相模原市人事委員会

委員長 谷口隆良

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関して別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告するとともに、人事行政に関して別紙第3のとおり報告します。

本勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

以上

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

1 本市職員の給与等について	1
2 民間従業員の給与等について	4
3 本市職員の給与と民間従業員の給与との比較	6
4 人事院給与勧告の概要	8
5 本年の給与改定等に関する考え方	8
6 給与勧告の速やかな実施	9
(参考)人事院給与勧告の骨子	10

別紙第2 勧告

1 給料	12
2 期末手当及び勤勉手当	12
3 住居手当	12
4 実施時期等	13
別記 給料表	14

別紙第3 人事行政に関する報告

1 人材の確保等	29
(1)人材の確保	29
(2)人材の育成	30
(3)人材の活用	31
2 勤務環境の整備	32
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	32
(2)職員の勤務環境の整備	33
(3)メンタルヘルス対策	34
(4)ハラスメント対策	35
3 公務員を巡る諸課題	36
(1)公務員倫理の確保	36
(2)高齢期の雇用の在り方	37

参考資料

第1部 職員給与関係	1
第2部 民間給与関係	25
第3部 公民比較関係	43
第4部 労働経済関係	47
第5部 人事行政関係	51

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、職員の給与等勤務条件を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものである。

職員の給与については、広く市民の理解を得る必要があり、本委員会が経済・雇用情勢等を反映して決定される民間従業員の給与との精確な比較を行い、他の公務員との均衡を考慮し必要に応じて給与勧告をすることにより、適正な給与水準が確保されると考えている。

本委員会では、昨年の報告及び勧告後も引き続き、第三者機関としての公正かつ中立な立場に立って、本市職員及び市内民間従業員の給与、勤務条件、その他職員の給与決定に関する諸情勢について調査研究を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 本市職員の給与等について

本年4月現在における職員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、行政職給料表(1)適用職員、消防職給料表適用職員、医療職給料表適用職員、教育職給料表適用職員及び学校事務職給料表適用職員について、「相模原市職員給与等実態調査」を実施した。

主な調査結果は、次のとおりである。

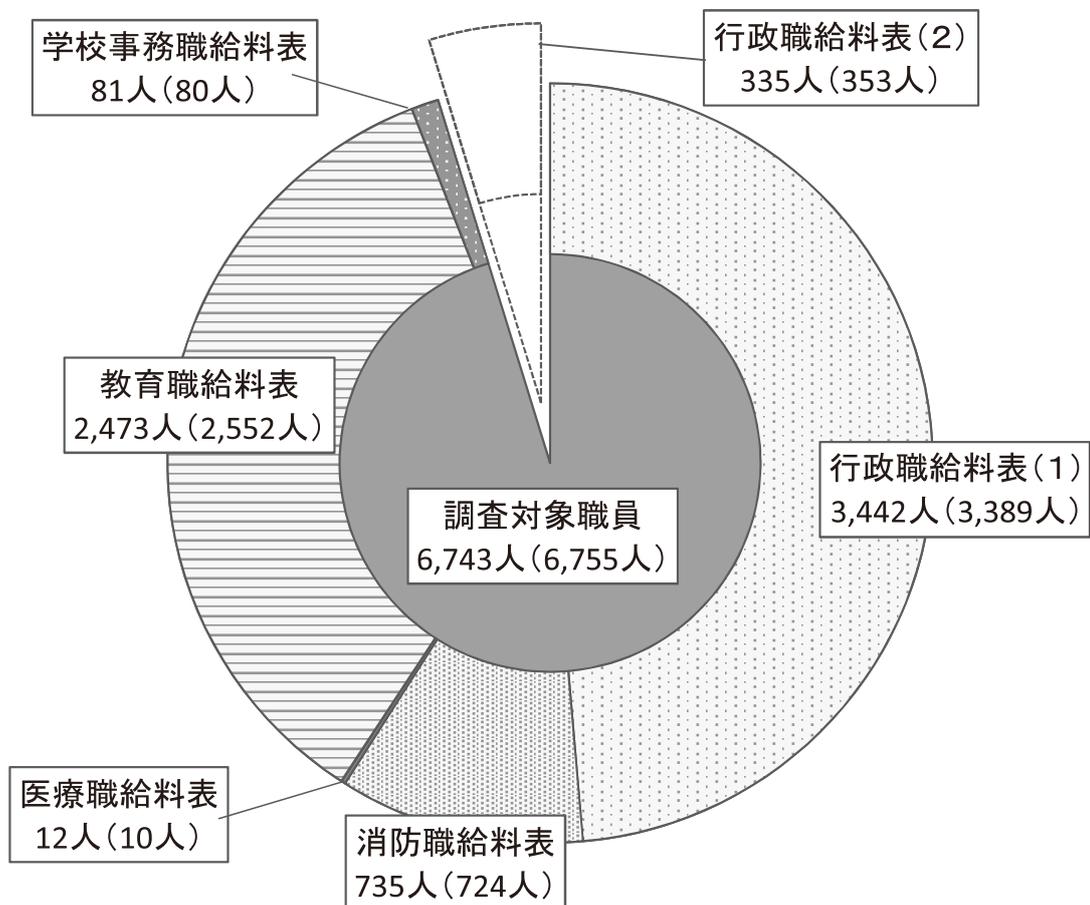
(1) 職員構成

ア 適用給料表別職員数

適用給料表		平成31年	平成30年
調査対象職員	行政職給料表(1)	3,442人	3,389人
	消防職給料表	735人	724人
	医療職給料表	12人	10人
	教育職給料表	2,473人	2,552人
	学校事務職給料表	81人	80人
	合計	6,743人	6,755人
行政職給料表(2)		335人	353人
全職員合計		7,078人	7,108人

図1 適用給料表別職員数

※()内は昨年的人数



イ 適用給料表別平均年齢

適用給料表	平成31年	平成30年
行政職給料表(1)	39.4歳	39.4歳
消防職給料表	38.1歳	38.1歳
医療職給料表	51.8歳	52.8歳
教育職給料表	38.5歳	38.6歳
学校事務職給料表	36.1歳	36.8歳

(2) 給与の支給状況

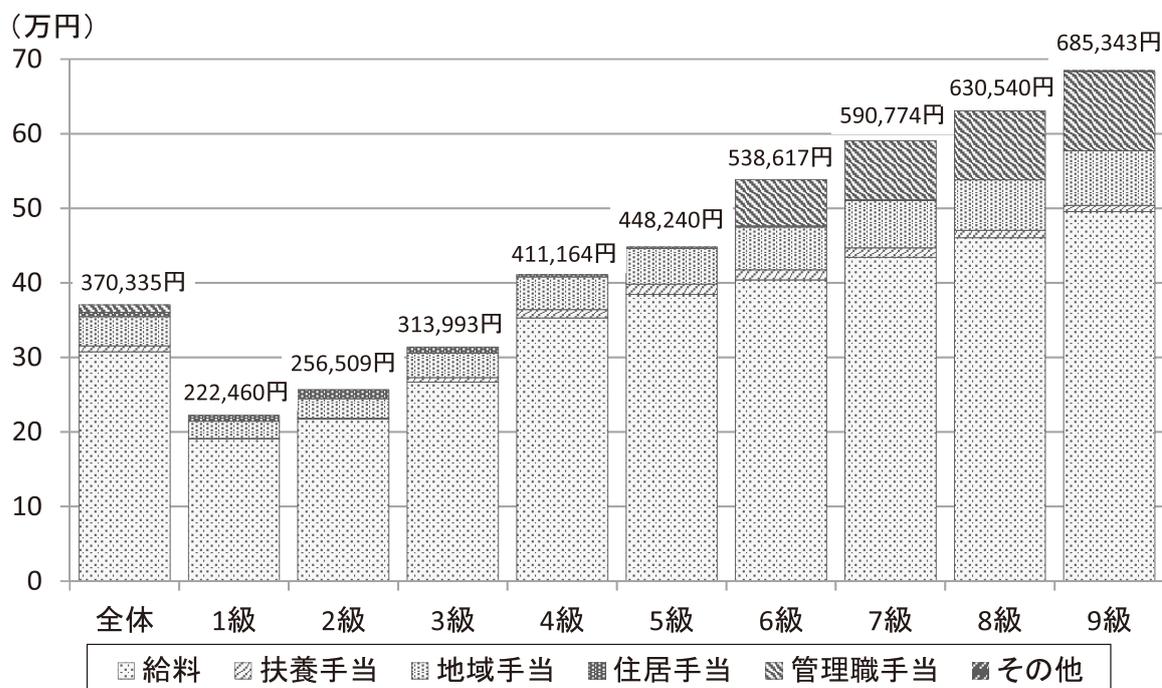
ア 適用給料表別平均給与月額 (単位：円)

適用給料表	平成31年	平成30年	増減額
行政職給料表(1)	370,335	370,512	△177
消防職給料表	382,932	382,076	856
医療職給料表	854,718	878,444	△23,726
教育職給料表	410,193	407,607	2,586
学校事務職給料表	324,601	324,700	△99

イ 行政職給料表(1)適用職員の平均給与額の内訳 (単位：円)

項目	平成31年	平成30年	増減額
給料	307,721	307,855	△134
扶養手当	7,914	7,879	35
地域手当	39,055	39,059	△4
住居手当	5,783	5,944	△161
管理職手当	9,827	9,757	70
その他	35	18	17

図2 行政職給料表(1) 級別平均給与月額の内訳



【参考資料 第1表から第3表まで(2～20頁)】

(3) 諸手当の支給状況

項目	支給されている職員		平均手当額
扶養手当	2,657人	39.4%	20,056円
住居手当	1,638人	24.3%	26,482円
管理職手当	742人	11.0%	70,547円

【参考資料 第4表から第6表まで(21～23頁)】

2 民間従業員の給与等について

本年4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び都道府県市特別区人事委員会と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、市内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上で、公務に類似する産業に属する223事業所を対象とするもので、調査に当たっては、対象となる事業所を産業、企業規模及び組織(本・支店の別)によって8層に層化し、これらの層から人事院が無作為に抽出した87事業所を実地調査した。

調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、87事業所に対する調査完了率は87.4%となっており、給与等について調査した民間従業員の調査実人員は3,920人(事務・技術関係職種の調査実人員は3,310人)となった。

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 平均給与月額等

民間従業員の平均給与月額等について、企業規模別、職種別、学歴別に集計をした。

その金額等の詳細は、参考資料第8表のとおりとなっている。

【参考資料 第8表(28～37頁)】

(2) 平均初任給額等

新卒事務員と新卒技術者を合算した平均初任給額は、大学卒で206,380円、短大卒で184,394円、高校卒で173,595円となっている。

また、新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で38.9%、高校卒で18.0%となっており、採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所は、大学卒で41.2%、高校卒で67.9%、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で58.8%、高校卒で32.1%となっている。

【参考資料 第9表及び第10表(38頁)】

(3) 扶養手当

扶養手当(家族手当)を支給している事業所は、82.6%となっており、その平均支給月額、配偶者のみの場合10,490円、配偶者と子1人の場合17,416円、配偶者と子2人の場合23,927円となっている。

【参考資料 第11表(39頁)】

(4) 住居手当

住居手当(住宅手当)を支給している事業所は、61.8%となっている。

住居手当を支給している事業所を100とした場合、借家・借間居住者には93.0%の事業所が支給しており、自宅居住者には68.4%の事業所が支給している。

【参考資料 第12表(39頁)】

(5) 特別給(ボーナス)

賞与等の特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間に、平均所定内給与月額(事業所におけるきまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当等勤務実績に応じて支給される手当の総額を除いた額)の4.51月分が支給されている。

また、昨年の冬季賞与について賞与支給額のうち考課査定分の占める

割合は、一般の係員で53.9%、課長級で60.2%、部長級で61.0%となっている。

【参考資料 第13表及び第14表(40頁)】

(6) 給与改定の状況

一般の係員についてベースアップを実施した事業所は40.3%で、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の係員について定期昇給を実施した事業所は98.5%、昇給額を増額した事業所は27.4%、減額した事業所は4.4%となっている。

【参考資料 第15表(41頁)】

3 本市職員の給与と民間従業員の給与との比較

本年の「相模原市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の調査結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与との比較(公民比較)を行った。

比較結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

月例給の比較に当たっては、本市の事務・技術職である行政職給料表(1)適用職員と民間従業員のうち事務・技術関係職種の従業員とを比較することとし、比較対象とする月例給の範囲は、職員については4月に支給された給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当(基礎額)を合計した給与額、民間従業員については4月分のきまって支給する給与の支給額から時間外勤務手当等勤務実績に応じて支給される手当及び通勤手当の額を除いた給与額とした。

また、比較方法には、職員の人数を基準としたラスパイレス方式を採用した。ラスパイレス方式は、給与決定上の主要な要素である役職段階、学歴、年齢別の職員の平均給与額と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与額のそれぞれに市職員数を乗じた額を算出し、両者の水準

を比較するものである。

この方法によって公民比較を行った結果、次のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を287円(0.08%)下回っている。

給 与 の 比 較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
373,300円	373,013円	287円

※新規学卒者については、別途初任給の調査を行っているため、比較には含まれていない。

なお、月例給の比較方法、公民比較における役職段階の対応関係及び公民比較における比較給与の範囲の詳細については、参考資料43頁及び44頁のとおりである。

(2) 特別給(ボーナス)

民間従業員に対し、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された賞与等の特別給が、平均所定内給与月額は何月分に相当するかを調査し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計を比較した結果、次のとおり、職員の年間支給月数が民間従業員の年間支給月数を0.06月分下回っている。

特 別 給 の 比 較

民間従業員の支給月数 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.51月分	4.45月分	0.06月分

なお、特別給の比較方法については、参考資料45頁のとおりである。

4 人事院給与勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

勧告では、民間給与との較差387円(0.09%)を埋めるため、若年層について俸給表の水準を引き上げることとされた。

また、期末・勤勉手当についても、0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分するとしている。

【(参考) 人事院給与勧告の骨子(10頁)】

5 本年の給与改定等に関する考え方

(1) 月例給

公民比較を行った行政職給料表(1)については、前記3(1)のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を287円(0.08%)下回っている状況にあり、民間従業員の給与との均衡を図るため、給料表の引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表(1)については、民間の高校卒の初任給との間に差があることから、高校卒の初任給を2,000円、大学卒の初任給を1,500円それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、1級及び2級の若手職員が在職する号給について、所要の改定を行う。

消防職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮した引上げ改定を行うこととし、医療職給料表については、職務の特殊性や人材確保の観点から、国の水準を踏まえた取扱いをすることとする。

なお、再任用職員及び任期付職員(各給料表の職員の区分における任期付職員の項が適用される者をいう。以下同じ。)の給料月額については、国の状況等を勘案し、改定を行わない。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数が民間従業員

の年間支給月数を下回っているため、0.05月分引き上げ、4.5月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を勘案して、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう支給月数を定めることとする。

また、特定任期付職員の期末手当についても、同様の考え方にに基づき支給月数を適切に改定することとする。

なお、再任用職員、任期付職員の期末手当及び勤勉手当については、国の状況等を勘案し、改定を行わない。

(3) 住居手当

住居手当につき、国は人事院給与勧告において、支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引き上げた。

本市の住居手当制度は、国に準拠した制度となっていることから、人事院給与勧告を踏まえた対応をする必要がある。

(4) 任期付職員の給与水準等の見直しについて

任期付職員の給与水準及び初任給基準について、同職員が常勤職員と同等の職務に就いていることから、常勤職員の水準を踏まえた取扱いをする必要がある。

6 給与勧告の速やかな実施

冒頭で述べたとおり、地方公務員法に定められた給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、適正な給与等勤務条件を確保する機能を有し、中立的な人事行政の専門機関である人事委員会の権限とされているものである。

市議会及び市長におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告を速やかに実施されるよう要請する。

(参考) 人事院給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢 43.4歳]
[俸給 344円 はね返し分(注) 43円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.30 月 (改定なし)
	勤勉手当	0.925 月 (支給済み)	0.975 月 (現行0.925月)
2年度 以降	期末手当	1.30 月	1.30 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については、令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点から取組を引き続き推進。

民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

別紙第2

勸告

本委員会は、本市職員の給与について、次のとおり勧告する。

1 給料

行政職給料表(1)、消防職給料表、医療職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表を別記のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合とすること。

(1) 令和元年12月期の支給割合 (単位：月分)

	再任用職員及び任期付職員以外の職員		
	一般職員	特定幹部職員	特定任期付職員
期末手当	1.3	1.1	1.725
勤勉手当	0.975	1.175	—

(2) 令和2年6月期以降の支給割合 (単位：月分)

		再任用職員及び任期付職員以外の職員		
		一般職員	特定幹部職員	特定任期付職員
6 月 期	期末手当	1.3	1.1	1.7
	勤勉手当	0.95	1.15	—
12 月 期	期末手当	1.3	1.1	1.7
	勤勉手当	0.95	1.15	—

3 住居手当

国の水準を踏まえた取扱いとすること。

4 実施時期等

(1) 実施時期

1については、平成31年4月1日から実施すること。2の(1)については、令和元年12月1日から実施すること。2の(2)及び3については、令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

国と同様の措置を講ずること。

別記

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	191,900	225,800	260,000	286,400	316,900	360,900	406,400	456,700
	2	143,700	193,600	227,400	262,000	288,600	319,100	363,500	408,800	459,800
	3	144,900	195,200	229,000	263,900	290,900	321,400	365,900	411,300	462,800
	4	146,000	197,000	230,600	266,000	293,000	323,600	368,500	413,700	465,800
	5	147,100	198,600	232,100	267,800	294,900	325,800	370,600	415,600	468,800
	6	148,200	200,200	233,800	269,800	297,200	327,800	373,100	417,900	471,800
	7	149,300	202,000	235,400	271,900	299,500	330,000	375,500	420,000	474,800
	8	150,400	203,700	237,000	273,900	301,700	332,200	378,000	422,200	477,900
	9	151,500	205,100	238,600	276,000	303,800	334,200	380,500	424,200	480,600
	10	152,900	206,800	240,200	278,000	306,100	336,400	383,200	426,300	483,700
	11	154,200	208,600	241,800	280,100	308,300	338,500	385,800	428,400	486,700
	12	155,500	210,300	243,400	282,100	310,600	340,700	388,500	430,500	489,800
	13	156,700	211,500	244,900	284,000	312,700	342,600	390,800	432,200	492,500
	14	158,200	213,200	246,400	286,100	314,800	344,600	393,100	434,000	494,800
	15	159,700	214,900	247,900	288,100	317,000	346,600	395,300	436,000	497,100
	16	161,300	216,600	249,400	290,100	319,100	348,600	397,700	438,000	499,400
	17	162,400	218,200	250,900	292,100	321,100	350,500	399,500	439,900	501,500
	18	163,900	219,800	252,700	294,100	323,100	352,500	401,500	441,700	502,900
	19	165,400	221,500	254,500	296,200	325,200	354,400	403,400	443,500	504,400
	20	166,900	223,000	256,300	298,200	327,200	356,300	405,200	445,200	505,800
	21	168,200	224,500	257,900	300,200	329,100	358,300	407,100	447,000	507,000
	22	170,900	226,100	259,800	302,300	331,200	360,200	408,900	448,500	508,400
	23	173,500	227,800	261,600	304,300	333,100	362,200	410,700	449,900	509,900
	24	176,100	229,300	263,300	306,400	335,200	364,100	412,600	451,400	511,400
	25	178,600	230,800	265,300	308,100	336,800	366,000	414,400	452,800	512,500
	26	180,300	232,300	267,200	310,200	338,700	367,900	415,900	454,100	513,600
	27	182,000	233,800	269,000	312,300	340,700	369,900	417,400	455,400	514,800
	28	183,700	235,200	270,800	314,300	342,600	371,900	419,000	456,600	516,000
	29	185,100	236,300	272,400	316,200	344,300	373,400	420,600	457,600	517,000
	30	186,800	237,500	274,300	318,200	346,200	375,200	421,900	458,300	517,900
	31	188,600	238,700	276,200	320,200	348,100	377,000	423,200	459,100	518,800
	32	190,300	240,000	277,900	322,300	349,900	378,600	424,400	459,800	519,700
	33	191,800	241,300	279,600	323,800	351,700	380,400	425,600	460,500	520,500
	34	193,300	242,600	281,500	325,800	353,500	381,800	426,900	461,300	521,400
	35	194,600	243,900	283,300	327,800	355,300	383,300	428,200	462,000	522,100
	36	196,100	245,200	285,200	329,900	357,000	384,900	429,400	462,600	522,600
	37	197,400	246,100	286,800	331,800	358,400	386,300	430,600	463,100	523,300
	38	198,500	247,600	288,500	333,700	359,700	387,500	431,400	463,700	523,900
	39	199,800	249,100	290,300	335,700	361,100	388,700	432,200	464,300	524,700
	40	201,000	250,600	292,100	337,600	362,500	389,800	433,000	464,900	525,300
	41	202,100	252,000	293,700	339,400	363,800	390,900	433,600	465,400	525,800
	42	203,300	253,400	295,400	341,300	364,700	392,100	434,300	465,900	
	43	204,600	254,800	297,000	343,100	365,800	393,300	435,000	466,300	
44	205,800	256,100	298,600	345,000	366,900	394,400	435,700	466,600		

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額							
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	206,800	257,200	300,300	346,500	367,700	395,100	436,500	466,900	
	46	208,000	258,500	302,000	347,900	368,600	395,800	437,300		
	47	209,300	259,900	303,600	349,400	369,500	396,500	437,700		
	48	210,500	261,200	305,300	350,900	370,400	397,200	438,400		
	49	211,500	262,500	306,400	352,500	371,300	397,800	438,900		
	50	212,500	263,600	307,900	353,300	372,100	398,400	439,300		
	51	213,600	264,900	309,500	354,500	372,900	398,900	439,700		
	52	214,600	266,200	311,100	355,500	373,700	399,300	440,100		
	53	215,600	267,200	312,700	356,400	374,400	399,700	440,500		
	54	216,500	268,300	314,300	357,500	375,100	400,000	440,900		
	55	217,500	269,600	315,900	358,400	375,800	400,300	441,300		
	56	218,400	270,900	317,400	359,500	376,500	400,600	441,600		
	57	219,200	271,900	318,800	360,400	377,000	400,900	441,900		
	58	220,100	272,900	320,000	361,100	377,600	401,200	442,300		
	59	221,000	273,900	321,200	361,800	378,200	401,500	442,600		
	60	222,000	275,000	322,400	362,500	378,900	401,800	442,900		
	61	222,500	276,200	323,100	362,900	379,300	402,100	443,200		
	62	223,500	277,200	324,000	363,500	380,000	402,400			
	63	224,500	278,100	324,800	364,200	380,600	402,700			
	64	225,500	279,100	325,600	364,900	381,200	403,000			
	65	226,200	279,800	326,500	365,200	381,600	403,300			
	66	227,100	280,700	326,900	365,900	382,200	403,600			
	67	228,100	281,500	327,600	366,600	382,800	403,900			
	68	229,200	282,400	328,400	367,300	383,400	404,200			
	69	229,900	283,400	329,200	367,600	383,800	404,400			
	70	230,700	284,200	329,900	368,200	384,300	404,700			
	71	231,400	285,000	330,600	368,900	384,800	405,000			
72	232,200	285,800	331,300	369,500	385,400	405,300				
73	233,000	286,500	331,800	369,800	385,900	405,500				
74	233,700	287,000	332,400	370,400	386,500	405,800				
75	234,400	287,400	332,900	371,100	387,100	406,100				
76	235,000	287,900	333,500	371,700	387,700	406,300				
77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200	406,500				
78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600	406,700				
79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000	406,900				
80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400	407,000				
81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700	407,100				
82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000	407,300				
83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300	407,500				
84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500	407,600				
85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700	407,700				
86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900					
87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100					
88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200					

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400				
	90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600				
	91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800				
	92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900				
	93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100				
	94		293,200	340,900						
	95		293,500	341,400						
	96		293,900	341,800						
	97		294,100	342,000						
	98		294,400	342,400						
	99		294,800	342,800						
	100		295,200	343,100						
	101		295,400	343,400						
	102		295,700	343,800						
	103		296,100	344,200						
	104		296,400	344,600						
	105		296,600	345,100						
	106		296,900	345,500						
	107		297,300	345,900						
	108		297,600	346,300						
	109		297,800	346,800						
	110		298,200	347,200						
	111		298,600	347,500						
	112		298,900	347,800						
113		299,100	348,300							
114		299,300								
115		299,600								
116		300,000								
117		300,200								
118		300,400								
119		300,700								
120		301,000								
121		301,400								
122		301,600								
123		301,900								
124		302,200								
125		302,500								
再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000	313,400	355,100	388,200	439,300
任期付職員		144,300	178,400	222,900	241,200	254,500	277,000	313,900	343,100	388,300

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,900	179,300	205,400	238,300	288,000	315,200	343,400	378,000
	2	165,600	181,100	207,400	240,100	290,300	317,500	345,700	380,200
	3	167,300	182,900	209,400	241,700	292,600	319,700	348,000	382,400
	4	169,000	184,700	211,400	243,500	294,900	322,000	350,300	384,600
	5	170,500	186,400	213,300	245,300	296,700	324,300	352,300	386,700
	6	172,400	188,700	215,200	247,200	299,000	326,500	354,500	388,800
	7	174,200	191,000	217,200	248,900	301,300	328,800	356,700	390,900
	8	176,100	193,300	219,100	250,800	303,600	331,100	358,900	392,900
	9	177,700	195,400	221,100	252,400	305,600	333,100	360,900	394,700
	10	179,400	198,000	222,900	254,300	307,800	335,300	363,100	396,800
	11	181,100	200,500	224,500	256,100	310,100	337,600	365,200	398,900
	12	182,800	203,000	226,300	257,900	312,300	339,800	367,400	401,000
	13	184,500	205,200	228,200	259,500	314,200	341,900	369,600	402,700
	14	186,600	207,000	229,900	261,100	316,500	344,000	371,800	404,700
	15	188,700	208,800	231,800	262,600	318,800	346,200	374,000	406,800
	16	190,800	210,600	233,600	264,100	321,100	348,400	376,200	408,900
	17	192,900	212,400	234,800	265,300	323,100	350,400	377,700	410,700
	18	195,300	214,200	236,500	267,200	325,400	352,500	379,700	412,500
	19	197,700	216,100	238,100	268,900	327,500	354,400	381,700	414,000
	20	200,100	217,900	239,800	270,700	329,800	356,500	383,700	415,700
	21	202,400	219,500	241,300	272,200	331,900	358,800	385,400	417,200
	22	204,200	221,300	242,700	274,100	333,900	360,700	387,500	418,700
	23	206,000	222,900	244,200	275,800	336,000	362,900	389,600	420,300
	24	207,800	224,700	245,600	277,700	338,000	364,900	391,700	421,900
	25	209,600	226,400	246,800	279,400	340,000	366,700	393,300	422,900
	26	211,300	227,900	247,900	281,600	342,000	368,800	395,400	424,300
	27	213,100	229,600	249,200	283,600	344,100	370,700	397,300	426,000
	28	214,800	231,200	250,600	285,800	346,200	372,700	399,400	427,600
	29	216,600	232,500	251,800	287,900	348,300	374,800	400,900	428,900
	30	218,400	234,200	252,800	289,700	350,400	376,900	402,700	430,600
	31	220,000	236,000	254,000	291,700	352,300	378,900	404,300	432,300
	32	221,800	237,700	255,200	293,700	354,400	380,900	405,900	433,900
	33	223,500	238,900	256,000	295,600	356,200	382,600	407,800	435,400
	34	225,000	240,300	257,100	297,400	358,100	384,600	409,200	437,100
	35	226,700	241,600	258,300	299,300	360,100	386,800	410,700	438,700
	36	228,300	243,000	259,500	301,200	362,100	388,900	412,300	440,400
	37	229,700	244,200	260,500	303,000	364,000	390,200	413,500	441,700
	38	231,400	245,400	261,600	304,900	366,100	391,700	414,900	442,400
	39	233,200	246,700	262,700	306,700	368,100	393,200	416,300	443,100
	40	234,900	247,700	263,800	308,600	370,100	394,500	417,800	443,700
	41	236,300	249,000	265,000	310,500	372,100	396,100	419,400	444,200
	42	237,700	250,100	266,600	312,300	374,200	397,000	420,700	444,800
	43	239,200	251,400	268,000	314,200	376,200	398,000	422,000	445,500
	44	240,600	252,500	269,400	316,000	378,200	399,100	423,200	446,100
	45	241,900	253,700	270,700	317,900	379,500	400,100	424,300	446,800
	46	243,100	254,900	272,300	319,800	381,200	401,300	425,100	447,500
	47	244,400	256,000	274,000	321,600	382,900	402,500	425,900	448,100
	48	245,600	257,100	275,600	323,500	384,600	403,600	426,700	448,600
	49	246,500	257,900	277,400	325,000	386,200	404,800	427,300	449,000
	50	247,800	259,200	279,100	326,600	387,100	405,600	428,000	449,600
	51	249,300	260,500	280,700	328,300	388,200	406,400	428,800	450,100
52	250,700	261,800	282,400	329,800	389,300	407,100	429,500	450,600	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	53	251,800	263,000	283,800	331,500	390,400	407,500	430,000	451,000
	54	253,200	264,400	285,600	333,200	391,600	408,200	430,600	451,500
	55	254,600	265,800	287,400	335,000	392,800	408,900	431,300	451,800
	56	256,100	267,200	289,100	336,800	394,000	409,500	431,900	452,000
	57	256,900	268,500	290,700	338,000	395,200	410,100	432,500	452,200
	58	258,200	269,800	292,500	339,700	396,000	410,600	433,200	452,400
	59	259,500	271,200	294,200	341,300	396,800	411,000	433,600	452,600
	60	260,800	272,800	296,000	343,000	397,600	411,300	434,200	452,800
	61	262,000	274,500	297,600	344,700	398,100	411,500	434,800	453,000
	62	263,400	276,100	299,300	346,300	398,800	411,700	435,000	
	63	264,800	277,700	301,000	348,000	399,500	411,900	435,200	
	64	266,200	279,300	302,800	349,600	400,200	412,100	435,400	
	65	267,500	280,700	304,200	351,200	400,500	412,300	436,000	
	66	268,800	282,100	305,800	352,800	401,100	412,500	436,200	
	67	270,200	283,600	307,500	354,300	401,600	412,700	436,400	
	68	271,600	285,100	309,100	356,000	402,300	412,900	436,600	
	69	272,700	286,700	310,800	357,000	402,700	413,100	436,800	
	70	274,100	288,200	312,300	358,300	403,300	413,300	437,000	
	71	275,500	289,800	313,700	359,600	403,800	413,500	437,200	
	72	276,900	291,400	315,200	361,000	404,300	413,700	437,400	
	73	278,300	292,800	316,200	362,400	404,800	414,000	437,600	
	74	279,700	294,100	317,800	363,500	405,300	414,300	437,900	
	75	281,100	295,500	319,400	365,000	405,800	414,500	438,200	
	76	282,500	297,000	321,100	366,300	406,300	414,700	438,400	
	77	283,700	298,200	322,900	367,600	406,800	415,100	438,600	
	78	284,900	299,500	324,600	368,800	407,200	415,300	438,800	
	79	286,100	301,000	326,300	369,900	407,800	415,500	439,000	
	80	287,300	302,500	327,900	371,100	408,200	415,700	439,100	
	81	288,500	304,000	329,400	372,400	408,800	416,000	439,200	
	82	289,800	305,400	331,100	373,600	409,400	416,200	439,400	
	83	291,100	306,600	332,800	374,800	409,900	416,400	439,600	
	84	292,400	308,000	334,500	376,000	410,500	416,600	439,700	
	85	293,500	309,300	335,800	377,100	411,100	416,800	439,800	
	86	294,700	310,800	337,300	377,600	411,400	417,000		
	87	295,900	312,100	338,800	378,200	411,700	417,200		
	88	297,100	313,600	340,200	378,800	412,000	417,300		
	89	298,200	315,100	341,700	379,300	412,300	417,400		
	90	299,400	316,600	342,700	379,900	412,500	417,600		
	91	300,600	318,000	344,100	380,500	412,700	417,800		
	92	301,800	319,500	345,600	381,100	412,900	417,900		
	93	302,700	320,700	347,000	381,400	413,100	418,000		
	94	304,000	322,100	348,500	381,900				
	95	305,200	323,400	350,000	382,500				
	96	306,500	324,800	351,500	383,000				
	97	307,500	325,800	352,800	383,300				
	98	308,700	327,200	354,000	383,800				
	99	309,800	328,400	355,100	384,400				
	100	311,000	329,800	356,300	384,900				
	101	312,000	331,100	357,400	385,300				
	102	313,100	332,200	358,500	385,800				
	103	314,200	333,500	359,500	386,400				
104	315,300	334,600	360,700	386,900					

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	105	316,200	335,800	361,800	387,200				
	106	316,900	336,800	362,400	387,700				
	107	317,600	337,700	363,000	388,100				
	108	318,300	338,800	363,600	388,300				
	109	318,900	340,000	364,100	388,500				
	110	319,600	341,000	364,600	388,800				
	111	320,300	341,800	365,200	389,000				
	112	321,000	342,800	365,700	389,300				
	113	321,800	343,800	366,200	389,500				
	114	322,600	344,600	366,700	389,800				
	115	323,400	345,500	367,300	390,100				
	116	324,200	346,500	367,800	390,400				
	117	324,800	347,600	368,200	390,700				
	118	325,600	348,100	368,700	391,000				
	119	326,400	348,700	369,300	391,300				
	120	327,200	349,300	369,800	391,600				
	121	327,900	349,800	370,000	391,900				
	122	328,400	350,200	370,500	392,200				
	123	328,900	350,700	371,000	392,500				
	124	329,400	351,100	371,400	392,800				
125	329,600	351,600	371,900	393,100					
126		352,000	372,400						
127		352,500	372,900						
128		352,800	373,400						
129		353,300	373,600						
130		353,800	374,100						
131		354,300	374,500						
132		354,700	375,000						
133		355,100	375,300						
134		355,500	375,800						
135		355,800	376,100						
136		356,300	376,400						
137		356,500	376,700						
138		356,800	377,100						
139		357,200	377,500						
140		357,700	378,000						
141		357,900	378,200						
142		358,300							
143		358,700							
144		359,100							
145		359,300							
再任用職員		239,000	250,800	251,100	286,300	302,900	316,900	340,700	375,600
任期付職員		164,000	203,700	222,100	253,100	267,800	280,200	301,200	332,000

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		237,100	295,100	342,600	411,900

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	158,700	174,500	250,700	289,700	406,100
	2	160,200	176,600	253,200	292,300	407,600
	3	161,700	178,700	255,700	295,200	409,100
	4	163,200	180,900	258,000	297,700	410,600
	5	164,900	182,800	260,600	300,100	412,000
	6	166,800	185,000	263,000	302,500	413,400
	7	168,600	187,200	265,200	304,800	414,900
	8	170,400	189,400	267,400	307,200	416,500
	9	172,100	191,600	269,500	309,600	417,900
	10	174,200	194,400	271,700	312,200	419,300
	11	176,200	197,100	273,900	314,900	420,700
	12	178,200	199,800	275,900	317,800	422,000
	13	180,100	202,600	278,200	320,200	423,300
	14	182,300	204,300	280,200	322,200	424,700
	15	184,500	206,000	282,100	324,200	426,100
	16	186,700	207,700	284,100	326,500	427,500
	17	188,900	209,400	285,800	328,700	428,700
	18	191,500	211,000	288,200	330,900	430,000
	19	194,000	212,700	290,500	333,200	431,200
	20	196,500	214,200	293,000	335,300	432,500
	21	198,900	215,900	295,100	337,400	433,600
	22	200,600	217,800	297,600	339,500	434,800
	23	202,300	219,500	299,900	341,700	436,100
	24	204,000	221,400	302,600	343,800	437,400
	25	205,400	223,100	304,900	345,800	438,700
	26	207,000	224,900	307,300	347,700	439,900
	27	208,700	226,900	309,800	349,700	440,900
	28	210,200	228,800	312,100	351,700	442,000
	29	211,600	230,600	314,400	353,600	443,300
	30	213,300	233,200	316,600	355,400	444,400
	31	214,800	235,900	318,700	357,100	445,600
	32	216,500	238,500	320,900	359,000	446,700
	33	218,100	241,000	323,000	360,500	447,900
	34	219,700	243,700	325,100	362,200	448,800
	35	221,500	246,300	327,300	363,900	449,700
	36	223,200	248,900	329,300	365,700	450,400
	37	224,700	251,300	331,400	367,600	451,200
	38	226,400	253,700	333,500	369,100	452,000
	39	228,200	256,200	335,700	370,600	452,800
	40	229,900	258,400	337,900	372,200	453,600
	41	231,500	261,000	339,800	373,400	454,500
	42	233,100	263,300	342,000	374,800	455,300
	43	234,700	265,500	344,100	376,200	456,100
	44	236,200	267,600	346,300	377,700	456,900
	45	237,700	269,800	348,100	379,200	457,800
	46	239,000	271,900	350,000	380,800	458,600
	47	240,300	274,100	352,100	382,400	459,400
	48	241,400	276,100	354,100	383,900	460,200
	49	242,800	278,100	355,800	385,200	461,100
	50	244,200	280,100	357,700	386,700	461,900
	51	245,400	282,000	359,500	388,200	462,700
52	246,800	284,000	361,400	389,600	463,500	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	53	248,000	285,800	363,300	390,800	464,400
	54	249,100	288,200	365,000	392,100	465,200
	55	250,500	290,500	366,700	393,200	466,000
	56	251,600	293,000	368,300	394,300	466,800
	57	252,600	295,000	369,800	395,700	467,700
	58	253,700	297,500	371,300	396,900	
	59	254,800	299,800	372,800	398,100	
	60	256,000	302,500	374,200	399,400	
	61	257,300	304,900	375,200	400,600	
	62	258,600	307,300	376,600	401,600	
	63	260,000	309,800	378,000	403,000	
	64	261,200	312,100	379,300	404,300	
	65	262,400	314,300	380,600	405,500	
	66	263,900	316,500	381,900	406,600	
	67	265,400	318,600	383,100	407,800	
	68	267,100	320,800	384,400	408,900	
	69	268,600	323,000	385,700	409,900	
	70	270,000	325,100	386,800	410,900	
	71	271,400	327,300	388,100	411,900	
	72	272,800	329,300	389,300	412,900	
73	273,800	331,400	390,700	413,900		
74	275,200	333,500	391,700	414,600		
75	276,600	335,700	392,800	415,300		
76	277,800	337,900	393,800	416,000		
77	279,200	339,600	394,700	416,700		
78	280,400	341,500	395,700	417,400		
79	281,600	343,400	396,800	418,100		
80	282,800	345,200	397,900	418,800		
81	283,900	347,000	398,600	419,600		
82	285,100	348,800	399,500	420,300		
83	286,300	350,400	400,400	421,000		
84	287,500	352,200	401,300	421,700		
85	288,600	353,500	402,100	422,300		
86	289,700	355,100	403,000	422,800		
87	290,800	356,600	403,800	423,400		
88	292,000	358,100	404,600	424,100		
89	293,200	359,500	405,200	424,800		
90	294,300	360,800	405,900	425,400		
91	295,500	362,200	406,600	426,100		
92	296,700	363,600	407,300	426,600		
93	297,400	365,000	407,900	427,000		
94	298,400	366,300	408,700	427,600		
95	299,500	367,600	409,400	428,200		
96	300,700	368,800	410,200	428,800		
97	301,700	369,800	410,900	429,200		
98	302,800	370,800	411,700	429,800		
99	303,800	371,800	412,500	430,400		
100	304,900	372,800	413,300	431,000		
101	305,700	373,700	413,900	431,400		
102	306,800	374,700	414,600	432,000		
103	307,900	375,700	415,300	432,600		
104	308,900	376,700	416,000	433,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	105	309,500	377,500	416,800	433,600	
	106	310,400	378,400	417,500	434,200	
	107	311,200	379,300	418,200	434,800	
	108	312,000	380,300	419,000	435,400	
	109	312,900	381,100	419,600	435,800	
	110	313,300	382,100	420,100	436,400	
	111	313,700	383,100	420,600	437,000	
	112	314,200	384,100	421,200	437,600	
	113	314,800	384,700	421,700	438,000	
	114	315,200	385,600	422,200	438,600	
	115	315,700	386,500	422,700	439,200	
	116	316,200	387,400	423,200	439,800	
	117	316,800	388,200	423,800	440,200	
	118	317,300	388,900	424,300	440,800	
	119	317,700	389,700	424,800	441,400	
	120	318,200	390,500	425,300	442,000	
	121	318,700	391,100	425,900	442,400	
	122	319,100	391,900	426,400		
	123	319,600	392,600	426,900		
	124	320,100	393,300	427,400		
	125	320,700	393,900	428,000		
	126	321,000	394,600	428,500		
	127	321,300	395,100	429,000		
	128	321,600	395,700	429,500		
	129	321,800	396,400	430,100		
	130	322,100	397,000	430,600		
	131	322,400	397,500	431,100		
	132	322,700	398,000	431,600		
	133	322,900	398,300	432,200		
	134	323,100	398,900	432,700		
	135	323,300	399,500	433,200		
	136	323,600	400,100	433,700		
	137	323,900	400,600	434,300		
	138	324,100	401,200			
	139	324,400	401,800			
	140	324,700	402,400			
	141	324,900	402,800			
	142	325,100	403,400			
	143	325,400	403,900			
	144	325,600	404,500			
	145	325,900	404,900			
	146	326,100	405,500			
	147	326,400	406,000			
	148	326,700	406,600			
	149	326,900	407,000			
	150	327,100	407,500			
	151	327,400	408,000			
	152	327,700	408,500			
	153	327,900	409,100			
	154	328,200	409,600			
	155	328,500	410,100			
	156	328,800	410,600			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	157	328,900	411,200			
	158	329,200	411,700			
	159	329,500	412,200			
	160	329,800	412,700			
	161	329,900	413,300			
	162	330,200	413,800			
	163	330,500	414,300			
	164	330,800	414,800			
	165	330,900	415,400			
	166		415,900			
	167		416,400			
	168		416,900			
	169		417,500			
	170		418,000			
	171		418,500			
	172		419,000			
	173		419,600			
	174		420,100			
175		420,600				
176		421,100				
177		421,700				
178		422,200				
179		422,700				
180		423,200				
181		423,800				
182		424,300				
183		424,800				
184		425,300				
185		425,900				
再任用職員		233,400	270,500	296,000	323,800	404,600
任期付職員		181,400	206,600	262,700	286,300	357,800

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	142,600	191,900	225,800	260,000	286,400
	2	143,700	193,600	227,400	262,000	288,600
	3	144,900	195,200	229,000	263,900	290,900
	4	146,000	197,000	230,600	266,000	293,000
	5	147,100	198,600	232,100	267,800	294,900
	6	148,200	200,200	233,800	269,800	297,200
	7	149,300	202,000	235,400	271,900	299,500
	8	150,400	203,700	237,000	273,900	301,700
	9	151,500	205,100	238,600	276,000	303,800
	10	152,900	206,800	240,200	278,000	306,100
	11	154,200	208,600	241,800	280,100	308,300
	12	155,500	210,300	243,400	282,100	310,600
	13	156,700	211,500	244,900	284,000	312,700
	14	158,200	213,200	246,400	286,100	314,800
	15	159,700	214,900	247,900	288,100	317,000
	16	161,300	216,600	249,400	290,100	319,100
	17	162,400	218,200	250,900	292,100	321,100
	18	163,900	219,800	252,700	294,100	323,100
	19	165,400	221,500	254,500	296,200	325,200
	20	166,900	223,000	256,300	298,200	327,200
	21	168,200	224,500	257,900	300,200	329,100
	22	170,900	226,100	259,800	302,300	331,200
	23	173,500	227,800	261,600	304,300	333,100
	24	176,100	229,300	263,300	306,400	335,200
	25	178,600	230,800	265,300	308,100	336,800
	26	180,300	232,300	267,200	310,200	338,700
	27	182,000	233,800	269,000	312,300	340,700
	28	183,700	235,200	270,800	314,300	342,600
	29	185,100	236,300	272,400	316,200	344,300
	30	186,800	237,500	274,300	318,200	346,200
	31	188,600	238,700	276,200	320,200	348,100
	32	190,300	240,000	277,900	322,300	349,900
	33	191,800	241,300	279,600	323,800	351,700
	34	193,300	242,600	281,500	325,800	353,500
	35	194,600	243,900	283,300	327,800	355,300
	36	196,100	245,200	285,200	329,900	357,000
	37	197,400	246,100	286,800	331,800	358,400
	38	198,500	247,600	288,500	333,700	359,700
	39	199,800	249,100	290,300	335,700	361,100
	40	201,000	250,600	292,100	337,600	362,500
	41	202,100	252,000	293,700	339,400	363,800
	42	203,300	253,400	295,400	341,300	364,700
	43	204,600	254,800	297,000	343,100	365,800
44	205,800	256,100	298,600	345,000	366,900	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	45	206,800	257,200	300,300	346,500	367,700
	46	208,000	258,500	302,000	347,900	368,600
	47	209,300	259,900	303,600	349,400	369,500
	48	210,500	261,200	305,300	350,900	370,400
	49	211,500	262,500	306,400	352,500	371,300
	50	212,500	263,600	307,900	353,300	372,100
	51	213,600	264,900	309,500	354,500	372,900
	52	214,600	266,200	311,100	355,500	373,700
	53	215,600	267,200	312,700	356,400	374,400
	54	216,500	268,300	314,300	357,500	375,100
	55	217,500	269,600	315,900	358,400	375,800
	56	218,400	270,900	317,400	359,500	376,500
	57	219,200	271,900	318,800	360,400	377,000
	58	220,100	272,900	320,000	361,100	377,600
	59	221,000	273,900	321,200	361,800	378,200
	60	222,000	275,000	322,400	362,500	378,900
	61	222,500	276,200	323,100	362,900	379,300
	62	223,500	277,200	324,000	363,500	380,000
	63	224,500	278,100	324,800	364,200	380,600
	64	225,500	279,100	325,600	364,900	381,200
	65	226,200	279,800	326,500	365,200	381,600
	66	227,100	280,700	326,900	365,900	382,200
	67	228,100	281,500	327,600	366,600	382,800
	68	229,200	282,400	328,400	367,300	383,400
	69	229,900	283,400	329,200	367,600	383,800
	70	230,700	284,200	329,900	368,200	384,300
	71	231,400	285,000	330,600	368,900	384,800
	72	232,200	285,800	331,300	369,500	385,400
	73	233,000	286,500	331,800	369,800	385,900
	74	233,700	287,000	332,400	370,400	386,500
	75	234,400	287,400	332,900	371,100	387,100
	76	235,000	287,900	333,500	371,700	387,700
	77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200
	78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600
	79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000
	80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400
	81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700
	82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000
	83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300
	84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500
	85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700
	86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900
	87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100
88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円	円	円
	89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400
	90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600
	91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800
	92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900
	93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100
	94		293,200	340,900		
	95		293,500	341,400		
	96		293,900	341,800		
	97		294,100	342,000		
	98		294,400	342,400		
	99		294,800	342,800		
	100		295,200	343,100		
	101		295,400	343,400		
	102		295,700	343,800		
	103		296,100	344,200		
	104		296,400	344,600		
	105		296,600	345,100		
	106		296,900	345,500		
	107		297,300	345,900		
	108		297,600	346,300		
	109		297,800	346,800		
	110		298,200	347,200		
	111		298,600	347,500		
	112		298,900	347,800		
113		299,100	348,300			
114		299,300				
115		299,600				
116		300,000				
117		300,200				
118		300,400				
119		300,700				
120		301,000				
121		301,400				
122		301,600				
123		301,900				
124		302,200				
125		302,500				
再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000
任期付職員		144,300	178,400	222,900	241,200	254,500

注 各給料表の備考は、現行どおりとする。

別紙第3

人事行政に関する報告

我が国では、人口減少社会の進行という状況に直面し、社会経済情勢に大きな変化が生じている中、高齢化の急速な進行による社会保障費の増大や頻発する大規模自然災害、人口減少に立ち向かう地方創生の取組などが課題となっており、地方自治体においても、将来にわたり持続可能なまちづくりが求められている。

本市においては、相模総合補給廠の一部返還、橋本駅周辺へのリニア中央新幹線神奈川県駅の設置など、将来の可能性に満ちあふれる一方で、今後、人口減少を迎え、様々な課題に直面することが想定される中、将来を見据えた次期総合計画の策定を進めているところである。

市民の皆様が安全に安心して暮らすことが出来る持続可能な社会の実現と、本市の輝かしい発展に向けて、市政を担う職員の役割や責任は大きくなっていることから、職員一人ひとりが、本市職員としての誇りを持ち職務に専念できる環境の整備が重要である。

こうした状況の中、本委員会は、人事行政に関して、次のとおり報告する。

1 人材の確保等

(1) 人材の確保

民間企業における積極的な採用活動が続く中、国や地方公共団体においては、採用を取り巻く環境が非常に厳しいものとなってきており、本市においても、人材確保策が喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、各大学等での説明会や合同企業説明会を積極的に活用し、本市の魅力や仕事に関する情報を発信するほか、学生からの幅広いニーズに対応したインターンシップや職場見学会の実施

により、市政や仕事の理解を深めてもらう機会を多く設けるなどし、採用試験の受験者の確保に努めているところである。

今後は、民間企業における新卒学生の通年採用が拡大し、学生の就職活動の時期にも変化が見込まれることから、こうした学生の就職活動に関する動向について情報収集を進めながら、適切な時期に本市の魅力や仕事に関する情報が発信できるよう取り組むとともに、学生と共同するなどし、本市の魅力を伝える効果的な手法について検討を進め、より多くの受験者を確保し、優秀な人材の採用に繋げる必要がある。

さらに、採用試験合格者に対して個別懇談会の実施により、入庁前の不安の解消や仲間意識の醸成を図っているところであるが、より多くの合格者を採用に繋げるために、SNSの活用など更なるフォロー体制の充実を図る必要がある。

また、情報技術の進展が社会を大きく変えつつある中、本市においても、こうした情報技術の急速な進展への対応を図るため、専門的な知識や技術を持った人材の確保策も重要であることから、本市の実情に応じた柔軟な職員採用についても検討を進められたい。

(2) 人材の育成

経験の浅い若手職員が増加し、組織全体の職員構成に大きな変化が生じている。

こうした状況であっても、多様化する市民ニーズや複雑高度化する行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが高い意欲をもって職務を遂行し、責任と役割を果たしていくことが求められており、若手職員に対する継続的な研修や職員が主体的に能力開発に努め、長期的にモチベーションを維持・向上していける職場づくりが重要となる。

任命権者においては、これまで新規採用職員から入庁5年目までの職員を対象に毎年研修することにより、公務員として求められる基本

的な姿勢や心構え、職務遂行に必要な知識・技術の習得、キャリア形成の支援など、若手職員の育成強化を図るとともに、新任管理者研修においても、若手職員が仕事に対するやりがいを持てる職場づくりに焦点をおいた研修プログラムの見直しを行うなど、組織力の強化に向けた取組を継続的に行っている。

人材育成に関する取組は、継続して実施することで効果を発揮するものであることから、今後も研修等を通じて、職責に応じた役割を明確にするとともに、法令遵守の徹底、倫理観や人権意識の高揚などを図りながら、本市の職員に求められる職員像である「果敢に挑戦する職員」の育成に当たられたい。

また、人材育成に関する取組を効果的に進めるためにも、組織全体や職員個々の資質向上を目的とした自主研修グループなどへの更なる支援策について検討していくことが必要であると考えます。

(3) 人材の活用

各職場においては、業務の効率化を図り、限られた人材を効率的に活用しながら様々な行政サービスに対応しているところであるが、業務の専門性が高まっており、今後も同様の傾向が続くものと予想される。

このような状況の中で、任命権者においては、特定分野の職場を異動するエキスパートコースや様々な部署を異動するゼネラリストコースの選択を可能とする制度を導入し、効果的な人材育成を図っているところであるが、さらに多様化する市民ニーズや複雑高度化する行政課題に対応するため、本年度から、主査及び副主幹級の職員を対象に特定の分野への配属を前提とした「専任職制度」を開始したところである。

本年度は税務分野について募集及び選考を行い、4名の専任職を配置したところであり、このように所属における経験が長く、業務を熟知している専門性の高い職員を組織の規模や特性に応じて配置してお

くことは、安定的な業務の遂行及び組織運営の観点からも、効果的であると考えられるところである。

今後は、本制度の運用状況及び効果を十分に検証しつつ、順次専門分野の拡大を検討し、職員の適性や能力を最大限に発揮できる配属を進め、公務能率をより一層高められたい。

2 勤務環境の整備

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた任命権者の取組により、育児に参加する男性職員の数は、着実に増加しているものの、依然として男性職員の育児休業取得率が低い状態にある。

多様性を尊重し、男性職員に限らず全ての職員が容易にかつ長期に育児休業を取得できる職場環境を醸成することが、ワーク・ライフ・バランスとして重要である。

任命権者においては、これまでの取組だけではなく、職員がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる、いわゆる「働き方改革」を踏まえた新たな取組も求められている。

職員の年次休暇は、年5日を取得させることが使用者の義務となったことを踏まえ、管理監督者においては、業務の平準化や自らが率先して年次休暇を取得することなど、職員が年次休暇を取得しやすい職場づくりに努めるとともに、5日の取得が難しい職員についても、当該職員の取得時季の意向を尊重した年次休暇取得計画表を作成し、5日以上を取得を促すことが必要である。

また、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制と同様、本年4月に超過勤務命令の上限時間を定めたところであり、勤務命令の時間とパーソナルコンピュータの起動時間の管理データを照合するなどして、勤務時間の状況を客観的に把握し、上限時間の厳守及びサービス残業が生じることがないように、一層の取組が必要である。

特に、学校現場においては、教員が、児童・生徒と向き合える時間をしっかり確保しつつ、平成31年1月25日付け「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、教員の勤務実態の把握に努め、業務の効率化や勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

ワーク・ライフ・バランスという言葉は、ともすれば仕事の割合を下げ、生活の割合を上げるという意味にとらえられるが、個々の職員においては、限られた時間の中で、自らの仕事と生活をマネジメントすることでそれぞれの価値を高め、より良い結果を実現するワーク・ライフ・マネジメントの意識が必要であり、管理監督者においては、職員の意識改革に向けた取組を進められたい。

また、人事委員会においては、労働基準監督機関として、労働関係法令の内容や労働時間の把握に係る使用者の責務などについて、引き続き、周知や啓発に努めるとともに、職員の適正な労働環境の更なる確保・保護に向け、労働基準監督権限の行使を拡充し、職員の勤務状況に関する書面及び実地による調査を予定していることから、任命権者へ、円滑な調査への協力に理解を求めたい。

(2) 職員の勤務環境の整備

少子高齢化が急激に進行する中、限られた人員で、市民の信頼・要請に応えるためには、職員一人ひとりが持てる能力を十分に発揮できるよう、個々の職員の事情に応じた働きやすい勤務環境を整える必要がある。

個々の職員が抱える事情は、育児、介護、自らの疾病など多様であることから、それぞれの事情に応じて、当該職員が両立支援に係る制度を利用しやすい職場環境の醸成を図ることが重要である。

なお、本市においては、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりの推進が求められている状況を踏まえ、本年1月に「相模原市における障害者の積極的な雇用に関する取組方針」を策定し、障害者職業生

活相談サポーターの配置による障害のある職員向けの相談・支援体制の充実などの取組を進めているところである。

今後もこの取組方針に基づき、全ての職員が、障害のある職員と共に働くことへの理解を深めるとともに、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりをより一層推進されたい。

また、働き方改革に取り組む中で、事務事業の精査など、引き続き実効性のある対策を講じつつ、民間活力の導入やRPA^{※1}やAI^{※2}を活用した業務効率化を進めるとともに、本年4月から本格実施しているサテライトオフィスの拡充やモバイルワークの環境整備など、ICT^{※3}を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方ができる仕組みを整え、労働生産性の向上に努める必要がある。

さらに、民間企業や国・他の自治体において、年次休暇の計画的な取得促進、フレックスタイム制、勤務間インターバルなど多様な働き方を推進する動きがあることから、本市においても、実情に合わせた実効性のある取組を進められたい。

※1 RPA: Robotic Process Automation の略 ソフトウェアロボットを活用した業務自動化の取組

※2 AI: Artificial Intelligence の略 人工知能

※3 ICT: Information and Communication Technology の略 情報通信技術

(3) メンタルヘルス対策

職員の心の健康保持は、効率的な公務の運営と質の高い行政サービスを提供する観点からも必要不可欠である。

本市においては、これまでもメンタルヘルスに関する研修やストレスチェックを活用した取組のほか、「職員職場復帰支援システム」の運用などにより、様々な対策を講じているところである。

しかしながら、メンタル疾患による私傷病休職者数は、依然として多い状況にあるとともに、疾患の再発により、再度長期休職に入る職員も多くいることから、メンタル不調防止に向けた一層の取組が必要である。

メンタルヘルス対策においては、職員が自身のストレスの状況に気

付き、早期のセルフケアを行うことが最善であるが、自身では気づきにくい傾向にあると考えられる。

このため、各職場において管理監督者が心の健康状態の変調に陥っている職員に気づき、迅速に適切な対応と支援を継続して行える職場環境を築けるよう、日頃から全ての職員が、研修などを通じて心の健康に関する理解をより深めていくことが必要である。

任命権者においては、長時間労働に対する医師や臨床心理士による面接指導や健康相談の体制の充実を図ったところであるが、長時間労働による過重な心理負担により、メンタル不調に陥るおそれもあることから、全ての対象者が確実に面接指導や健康相談を利用できるよう、相談に対する職場内の共通理解の形成に努め、利用しやすい環境を整備していく必要がある。

また、職場環境の改善にストレスチェックの結果を有効活用し、ストレスの要因や傾向を把握するとともに、管理監督者へのフィードバックを行い、それぞれの職場で着実にメンタルヘルス対策の強化が図れるよう、アプローチしていくことが重要である。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為である。

ハラスメントを受けた職員は、勤労意欲の低下を起こしたり、心身の病気を発症することで、周りの職員にも影響を与え、結果として円滑な公務運営に支障を来すことになる。

任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する手引を策定し、職員に周知するとともに、職員に対しハラスメント防止関連研修を継続して実施することにより、ハラスメント防止についての意識啓発や働きやすい職場環境に向けた取組を行っている。

今後は、今まで以上に職員に対しハラスメントを絶対に根絶させるという意識を強く持たせる観点から、これらの取組を継続するととも

に、職員一人ひとりが、職員個々の意識の差、倫理観の欠如、コミュニケーション不足などのハラスメントの発生する根本的な原因について深く考え、ハラスメントを根絶する意識を強く持たれたい。

3 公務員を巡る諸課題

(1) 公務員倫理の確保

任命権者においては、相模原市コンプライアンス推進会議の開催や各局区コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施し、また、不祥事防止など綱紀の保持について副市長から幹部職員に対し訓示を行うなど、職員としての服務規律や倫理、コンプライアンス意識の醸成に努めることで、公務員倫理の確保に向けた様々な取組を行っているが、職員の非違行為や事務処理ミスなどの不祥事が発生しているのが現状である。

任命権者においては、管理監督者が職員に対し非違行為や事務処理ミスを起こさないように指導することは当然であるが、指導することで職員が職務に対し後ろ向きな姿勢を持つことがないように、相模原市職員としての誇りと使命を深く自覚できるような指導が大切であることを意識されたい。

また、職員一人ひとりにおいては、非違行為や事務処理ミスが市政に対する信頼を失うことを自覚するとともに、不祥事を絶対に無くす意識を強く持ち、かつ、高い倫理観と使命感を持って行動されたい。

なお、地方自治法の改正により、来年4月1日から、財務に関する事務等につき、管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備することとなった。

本市においては、本年度は財務に関する事務及び情報管理に関する事務を試行運用するとともに、相模原市内部統制基本方針を策定し、来年4月1日から本格実施することとしている。

任命権者においては、本格実施に向けて、本年度行う試行運用で生じた課題を解決するとともに、内部統制における各主体の役割を踏まえた全庁的な推進体制を整備することで、本市行政の信頼性及び透明性の確保に取り組まれない。

(2) 高齢期の雇用の在り方

少子高齢化が進み、若年労働人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことは、社会全体の課題となっている。

国においては、昨年8月に、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見申出がされ、定年の引上げにあたっては、60歳を超える職員の給与水準を設定しつつ、短時間勤務制の導入により多様な働き方を可能とすること等の措置を講じるとともに、役職定年制を広く導入することが適当であるとされたところであり、本年8月の公務員人事管理に関する報告においても、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請しているところである。

本市においては、再任用制度にて、希望があれば選考により65歳まで働くことや、本人の希望に基づき、年金の支給開始年齢に達する年度の末日まではフルタイムで勤務できることとしている。

任命権者においては、引き続き希望者について年金の支給開始年齢までは再任用制度を活用することで、雇用と年金の接続を図ることが必要である。

再任用職員の持つ豊富な知識や経験が最大限に発揮されるよう、雇用の在り方について検討を行いつつ、定年引上げを想定し、今後も国の動向を注視していく必要がある。